

ごみステーションへの ごみ出し基本ルールについて

「燃やすごみ（週2回）」と「分別して出すごみ（月1回）」について、ごみ出しの基本ルールが守られていないことがあります。

ルールを守らずごみを出すことはごみステーションを管理している自治会に多大な迷惑をかけることとなりますので、お守りいただきますようお願いいたします。



- ◆ 収集日当日の**午前6時から午前8時**までに出す。
（前日からのごみ出しは禁止）
- ◆ ごみ出しルールに従い**分別**を行う。
（分別ルールが守られていないものは収集しません）
- ◆ 燃やすごみは、**市指定のごみ袋**に入れる。
- ◆ **住んでいる地域の自治会のごみステーション**に出す。
（他の自治会へごみを持ち込まない）

ごみの出し方などについて、詳細はごみ出しガイドブック（右記二次元コード）を参照してください。

